

火 災 の 予 防

予防行政の目的は、火災の予防及び火災による被害の軽減であり、その目的を達成するため、消防同意、査察、防火管理講習、幼年消防クラブ員の育成、危険物規制などの業務を実施しています。

平成31年4月1日からは、防火対象物を安全に安心して利用していただくため、重大な消防法令違反がある防火対象物の情報をホームページで公表しています。

防火対象物の現況

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義しており、そのうち、消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模などに応じて、防火管理者の選任や消防用設備等の設置などを義務付けています。市内の防火対象物については、不特定多数の者が出入りし、人命危険が高い特定防火対象物数は732棟で、全体の約28%を占めています。

1. 署別防火対象物の現況

R8.3.31現在

用途			区分	本部	南 署	北 署	総 数
総 数				360	1,489	772	2,621
1	イ	映画館・劇場		2			2
	ロ	公会堂・集会場		9	37	31	77
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ					
	ロ	遊技場		6	1		7
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
	ニ	カラオケボックス等				1	1
3	イ	待合・料理店					
	ロ	飲食店		2	28	16	46
4		百貨店・マーケット等		14	53	35	102
5	イ	旅館・ホテル		3	2	5	10
	ロ	寄宿舍・共同住宅		85	598	256	939
6	イ	(1)	特に防火対策の必要性の高い病院	5			5
		(2)	特に防火対策の必要性の高い有床診療所				
		(3)	(1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所	5		1	6
		(4)	無床診療所及び無床助産所		16	19	35
	ロ	(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム等	13	14	8	35
		(2)	救護施設				
		(3)	乳児院				
		(4)	障害児入所施設				
	ハ	(5)	避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等		2	1	3
		(1)	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等		6	6	12
		(2)	更生施設				
		(3)	助産施設・保育所等	5	14	13	32
		(4)	児童発達支援センター等		3	2	5
		(5)	身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等	1	5	9	15
	ニ	幼稚園又は特別支援学校		2	5	6	13
7		学 校		72	7	3	82
8		図書館			1	5	6
9	イ	蒸気・熱気浴場					
	ロ	公衆浴場			1		1
10		車両の停車場			1	3	4
11		神社・寺院・教会			21	20	41
12	イ	工場・作業場		12	179	30	221
	ロ	映画・テレビスタジオ					
13	イ	車庫・駐車場		18	17	10	45
	ロ	飛行機格納庫					
14		倉 庫		20	56	12	88
15		前各項に該当しない事業所		38	143	100	281
16	イ	特定複合用途対象物		42	155	129	326
	ロ	イ以外の複合用途対象物		6	121	39	166
16の2		地下街					
16の3		準地下街					
17		文化財等			3	12	15
18		延長50メートル以上のアーケード					

2. 中高層建築物

R8.3.31現在

用 途 \ 階 数	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階	12 階	13 階	14 階	15 階以上	総 数
総 数	203	162	61	39	29	14	15	6	4	4	8	6	551
映画館・劇場	1												1
公会堂・集会場	1												1
キャバレー・ナイトクラブ													
遊技場													
性風俗関連特殊営業を営む店舗等													
カラオケボックス等													
飲食店	1		1										2
百貨店・マーケット等	2												2
旅館・ホテル	1	1											2
共同住宅	61	87	29	23	20	11	13	3	4	4	5	3	263
病院・診療所		3	1	1	1	1							7
老人短期入所施設・養護老人ホーム等	8	4	5										17
救護施設													
乳児院													
障害児入所施設													
避難困難障害者等を主として入所させる 障害者支援施設等													
老人デイサービスセンター・軽費老人 ホーム等	1												1
更生施設													
助産施設・保育所等													
児童発達支援センター等													
身体障害者福祉センター・障害者支援施設 (口(5)を除く。)等													
幼稚園等	1												1
学 校	19	2											21
図書館・美術館			1										1
神社・寺院・教会	1												1
工場・作業場	3												3
自動車車庫・駐車場	3	2											5
倉 庫	3		3										6
前各項に該当しない事業所	18	9	4	3	1								35
特定複合用途対象物	54	28	14	6	3	1	2	1			2	3	114
上段以外の複合用途対象物	25	26	3	6	4	1		2			1		68

3. 防火管理者、消防計画を必要とする対象物及び届出状況

R8.3.31現在

用 途			区	防火管理者				消防計画 届出数
				必要対象物		選任対象物		
				甲	乙	甲	乙	
総 数			691	153	639	140	773	
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	2		2		2	
	ロ	公会堂又は集会場	28	50	25	47	72	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類						
	ロ	遊技場又はダンスホール	7		7		7	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等						
	ニ	カラオケボックス等	1		1		1	
3	イ	待合、料理店の類						
	ロ	飲食店	17	28	17	27	44	
4		百貨店、マーケット等	51	20	49	17	65	
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	4	1	4	1	5	
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅	177		161		159	
6	イ	(1) 特に防火対策の必要性の高い病院	3		3		3	
		(2) 特に防火対策の必要性の高い有床診療所						
		(3) (1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所	5		5		5	
		(4) 無床診療所及び無床助産所		2		2	2	
	ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム等	30		30		30	
		(2) 救護施設						
		(3) 乳児院						
		(4) 障害児入所施設						
		(5) 避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等	2		2		2	
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等		3		3	3	
		(2) 更生施設						
		(3) 助産施設・保育所等	21	3	21	3	24	
		(4) 児童発達支援センター等	1		1		1	
		(5) 身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等	2	1	2	1	3	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	9		9		9	
7		小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校	27	1	27	1	27	
8		図書館、博物館、美術館の類	4		4		4	
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類						
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外のもの		1		1	1	
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場						
11		神社、寺院、教会の類	10	5	10	4	14	
12	イ	工場、作業場	12	2	12	1	13	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ						
13	イ	自動車車庫又は駐車場	1		1		1	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
14		倉庫	5		4		4	
15		前各項に該当しない事業所	62	14	57	14	69	
16	イ	特定複合用途防火対象物	184	17	164	13	177	
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	24	4	19	4	23	
16の2		地下街						
16の3		準地下街						
17		重要文化財、重要民族資料、史跡等の建造物	2	1	2	1	3	
18		延長50メートル以上のアーケード						

4. 消防用設備等設置状況

R8.3.31現在

設 備 用 途			総 数	屋 内 消 火 栓 設 備	ス プ リ ン ク ー 設 備	水 噴 霧 消 火 設 備 等	屋 外 消 火 栓 設 備	動 力 消 防 用 ポ ン プ 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	漏 電 火 災 警 報 器	消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	非 常 警 報 設 備	避 難 器 具	誘 導 灯	消 防 用 水	排 煙 設 備	連 結 散 水 設 備	連 結 送 水 管	非 常 コ ン セ ン ト	無 線 通 信 補 助 設 備
総 数			4,133	201	77	180	14	6	1,134	5	92	96	504	464	1,165	12	11	5	139	28	0
1	イ	映画館・劇場	11	1	1	1			2			1	2		2		1				
	ロ	公会堂・集会場	202	1		1			23		2		72	14	89						
2	イ	キャバレー・ナイトク ラブ																			
	ロ	遊技場	36	4	3	5			7				7	2	7		1				
	ハ	性風俗関連特殊営業を 営む店舗等																			
	ニ	カラオケボックス等	2						1						1						
3	イ	待合・料理店																			
	ロ	飲食店	113						19		1		26	7	60						
4		百貨店・マーケット等	223	5	9	9			60				32	5	97		5		1		
5	イ	旅館・ホテル	33	3		1			6		2	3	6	3	9						
	ロ	寄宿舎・共同住宅	1,038	40		65			340		68	1	71	219	119				93	22	
6	イ	(1) 特に防火対策の必要性 の高い病院	30	2	4		1		5	1		5	4	1	5				2		
		(2) 特に防火対策の必要性 の高い有床診療所																			
		(1)及び(2)以外の病院、 有床診療所、有床助産 所	41	2	3	2			7			7	5	4	7	1			3		
		(4) 無床診療所及び無床助 産所	60						5		2	1	11	3	38						
	ロ	(1) 養護老人ホーム等	161		33	1			36			36	11	6	36				2		
		(2) 救護施設																			
		(3) 乳児院																			
		(4) 障害児入所施設																			
		(5) 障害者支援施設等	13		2				4			3			4						
	ハ	(1) 老人デイサービスセン ター・軽費老人ホーム 等	19						1				2	1	15						
		(2) 更生施設																			
		(3) 助産施設・保育所等	84	1					24			15	5	11	28						
		(4) 児童発達支援センター 等	22						1			1		1	19						
		(5) 身体障害者福祉セン ター等	77						31		3	4		2	37						
	ニ	幼稚園等	43	3		1			15			1	5	8	10						
7		学校	208	52					64				53	27	11				1		
8		図書館	11	2		1			4				1		2			1			
9	イ	蒸気・熱気浴場																			
	ロ	公衆浴場	2										1		1						
10		車両の停車場	2						2												
11		神社・寺院・教会	35	1		1			4		2		15	3	9						
12	イ	工場・作業場	186	28		7	2	4	89		2	3	6	2	42	1					
	ロ	映画・テレビスタジオ																			
13	イ	車庫・駐車場	61			27			23			1	2		8						
	ロ	飛行機格納庫																			
14		倉庫	80	8		4	6	1	28		2				25	4			2		
15		前各項に該当しない事 業所	400	30		21	1	1	93		1		72	25	144	3		4	5		
16	イ	特定複合用途対象物	740	15	22	29	4		191	4	5	14	67	89	268	3	4		20	5	
	ロ	イ以外の複合用途対象 物	189	3		4			38		2		28	31	72				10	1	
16の2		地下街																			
16の3		準地下街																			
17		文化財等	11						11												
18		延長50メートル以上の アーケード																			

消 防 同 意

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、その安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

この制度の運用にあたって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、きめ細かい審査、指導を行っています。

1. 年度別消防同意処理件数

種別	年度別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
同 意		133	105	89	106	79
審査不能		0	0	0	0	0

2. 用途、署別建築同意状況

R7. 4. 1～R8. 3. 31

用途	区分	本部	南署	北署	総数
総 数					79
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場				
	ロ 公会堂又は集会場				
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類				
	ロ 遊技場又はダンスホール				
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等				
	ニ カラオケボックス等				
3	イ 待合、料理店の類				
	ロ 飲食店		2		2
4	百貨店、マーケット等		2	1	3
5	イ 旅館、ホテル又は宿泊所				
	ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅	1	13	2	16
6	イ (1) 特に防火対策の必要性の高い病院				
	ロ (1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム等	1		1	2
	ハ (1) 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等			2	2
	ニ 幼稚園又は特別支援学校				
7	小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校	2			2
8	図書館、博物館、美術館の類				
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類				
	ロ 1に掲げる公衆浴場以外のもの				
10	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場				
11	神社、寺院、教会の類				
12	イ 工場、作業場		2		2
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ				
13	イ 自動車庫又は駐車場				
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
14	倉庫	3	5		8
15	前各項に該当しない事業所	1	7	3	11
16	イ 特定複合用途防火対象物		2		2
	ロ イ以外の複合用途防火対象物		24	2	26
	エレベーター・工作物				

予 防 査 察 実 施 状 況

消防本部及び消防署では、火災の予防及び火災による被害を軽減するため、防火対象物に立ち入って現状を調査し、関係者に質問するなどして消防法令違反の有無を検査しており、もし消防法令違反が認められた場合は、是正指導を行っています。

特に、不特定多数の方や災害弱者の方などが利用する防火対象物の火災で多くの方が亡くなっていることから、それらの査察を優先して実施しており、火災危険が高い消防法令違反を確認した際は、時期を逸することなく上位措置へ移行するなど、重大な違反対象物の撲滅に努めています。

R7. 4. 1～R8. 3. 31

用途			区分	査察件数			
				本部	南 署	北 署	総 数
総 数				142	527	354	1,023
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場					
	ロ	公会堂又は集会場	4	3	12	19	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類					
	ロ	遊技場又はダンスホール	5	1		6	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
3	ニ	カラオケボックス等			1	1	
	イ	待合、料理店の類					
4	ロ	飲食店		34	21	55	
		百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗等	11	45	31	87	
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	3	1	5	9	
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅	23	174	95	292	
6	イ	(1) 特に防火対策の必要性の高い病院	5			5	
		(2) 特に防火対策の必要性の高い有床診療所					
		(3) (1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所	2		1	3	
		(4) 無床診療所及び無床助産所	1	11	11	23	
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等	13	11	7	31	
		(2) 救護施設					
		(3) 乳児院					
		(4) 障害児入所施設					
		(5) 避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等		3	1	4	
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム等		5	5	10	
		(2) 更生施設					
		(3) 助産施設・保育所等	3	12	14	29	
		(4) 児童発達支援センター等		4	4	8	
		(5) 身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等	1	9	13	23	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	3	5	3	11	
7		小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校	9	1		10	
8		図書館、博物館、美術館の類		1	2	3	
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類					
	ロ	1に掲げる公衆浴場以外のもの		1		1	
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	2			2	
11		神社、寺院、教会の類		11	5	16	
12	イ	工場、作業場		42	4	46	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ					
13	イ	自動車車庫又は駐車場	11	7		18	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫					
14		倉庫	6	16	1	23	
15		前各項に該当しない事業所	13	23	20	56	
16	イ	特定複合用途防火対象物	25	82	77	184	
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	2	23	10	35	
16の2		地下街					
16の3		準地下街					
17		重要文化財、重要民族資料、史跡等の建造物		2	11	13	
18		延長50メートル以上のアーケード					
19		市町村長の指定する					
20		総務省令で定める舟車					

幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事をよく理解してもらうことで、火遊びなどによる火災の減少を図ろうとするものです。

春と秋の火災予防運動期間中には、防火法被を着用して登園したりするなど、市の火災予防広報にも貢献してくれています。

R8.3.31現在

	クラブ数	クラブ員数
幼年消防クラブ(幼稚園)	14	583

防火管理講習実施状況

防火管理者は、消防法で定める一定の資格を必要としていることから、その資格付与を目的に、消防長が法令に基づいて行う講習会を実施しています。

R8.3.31現在

年次	防火管理新規講習				甲種防火管理再講習	
	甲種		乙種			
	回数	人員	回数	人員	回数	人員
令和5年	3	142	未実施		1	16
令和6年	3	138	未実施		1	10
令和7年	2	79	未実施		1	14

危 険 物 規 制

消防法では指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いを一般的に禁止しており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合には、原則、市町村長などの許可を受けた製造所、貯蔵所及び取扱所で行わなければなりません。そして、これら危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準や危険物施設内での貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、消防法で定められています。これは、危険物火災が発生すれば、市民に多大な被害をおよぼす可能性が高いためです。そのため、消防職員は危険物による災害を未然に防止するために、危険物施設の立入検査、危険物取扱者への保安教育の実施、危険物運搬時の安全を確保するための指導などを実施しています。

・ 数量別危険物製造所等の数

R8. 3. 31現在

区分 倍数	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所					総 計
		屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	移 送	一 般	
5 倍以下		12	1		12		4		5				9	43
5 倍超 10倍以下	1	5	1	1	4			1					6	19
10倍超 50倍以下	3	2			8			3	5				1	22
50倍超 100倍以下	1				5		10							16
100倍超 150倍以下		1					4		1					6
150倍超 200倍以下		2							1					3
200倍超 1000倍以下	1	1			1				13				1	17
1000倍以上														0
合 計	6	23	2	1	30	0	18	4	25	0	0	0	17	126



給油取扱所に埋設するタンクの検査